

触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究（H21・障害・一般・001）

研究代表者：田島 良昭（社会福祉法人 南高愛隣会 理事長）

研究分担者：藤本哲也（中央大学名誉教授・常磐大学大学院 被害者学研究科教授）

荒 中（荒・大橋法律事務所 弁護士）

浜井浩一（龍谷大学法科大学院 教授）

小林繁市（社会福祉法人 北海道社会福祉事業団 参与）

松村真美（社会福祉法人 南高愛隣会 常務理事）

A. 研究目的

被疑者となって公判中であったり、犯罪事実が認められたが、不起訴処分や起訴猶予処分となった者及び執行猶予付判決を受けた高齢・障害者の再犯予防や地域生活支援のため国内外の実態調査を行い、有効な支援のあり方を探る。また、「地域社会内訓練事業」をモデルとして実施し、活用できるしくみづくりを行う。

「触法・被疑者」となる高齢・障害者については、その特性に応じた再犯に対する矯正・教育等の予備策が不備な状況にある。

一方で、福祉的な支援が必要な「触法・被疑者」について、法律職と保健・医療職、福祉職等が連携した「良質かつ適切」な弁護活動が不充分であり、対象者について不利益な状況を生んでいるという指摘もある。

司法制度改革に伴い、裁判員制度と被疑者国選制度がスタートし、司法のあり方が大きく変わるもので、「権利擁護」だけでなく、以上のような不充分な側面が大きくクローズアップされる可能性も十分あり、これに対する迅速かつ適切な対応が集眉の急となっている。

精神障害者に対しては医療観察法が制定されており、刑法による保安処分が俎上に上ることがあるが、これらの制度との区別を明確にしながら、犯罪不安社会における再犯防止の観点からも、福祉的支援の仕組みが確立することが必要とされている。

また、「触法・被疑者」となる高齢・障害者の実情や実態が把握できていないため、具体的な政策の確立までに至っていない。わが国においては未だ十分な研究がなされておらず、この実態を明らかにすることが、本研究の特色・独創的な点となる。

研究期間においては、国内外の実態調査を行

い有効な支援のあり方を明らかにすると共に、平成21年度の研究で前記の課題点への政策として必要性が指摘された、不起訴処分・起訴猶予処分になった対象者への矯正・教育を行う「地域社会内訓練事業」を全国4か所でモデル事業を実施する。また対象者を担当する弁護士を支援するための「被疑者国選弁護人へのサポート事業」をモデル事業として実施し、福祉的な支援にむけての仕組みづくりを行う。

そしてこれらの成果を踏まえ分析を行い、司法・警察両分野との連携を踏まえて、福祉サイドにおける支援策の枠組みを明らかにし、高齢・障害者の再犯を防ぐことに寄与するものである。

B. 研究方法

「触法・被疑者」となった高齢・障害者の更生・社会復帰には、刑事司法制度と社会福祉制度との連携が重要である。微罪処分、不起訴、起訴猶予等により、刑事司法制度からダイバートされ、施設内処遇を受けることができず、また帰るべき家庭からも拒絶され、居場所を喪失してしまう蓋然性の高い、触法・被疑者となつた高齢・障害者に対する、法務省サイドと厚生労働省サイドとの連携による支援の網、社会のセーフティネットをどのように構築するかという課題に対し、研究代表者の元に、以下の5人の研究分担者を配置し、各課題に対応して調査分析やモデル事業を実施し、有効な支援のあり方を探る。

3年間の取り組みを前提とし、学術的には、法学・法律学・社会学・心理学・教育学・社会福祉学等の多岐にわたり、多面的・重層的に行われる。

具体的な内容は以下の通りである。

A. 「刑事法学からの触法被疑者の実態調査と現状分析」(担当:藤本哲也研究分担者)

平成 21 年度

- ・刑事裁判における触法被疑者の歴史的変遷
- ・ニュージーランドにおける精神障害者の刑事手続きに関する裁判官マニュアル紹介

平成 22 年度

- ・起訴猶予処分になり保護観察所に更生緊急保護の申出を行った者のうち、知的障害を有する疑いのある者のサンプル調査と分析
- ・アメリカ、イギリスにおける触法・被疑者の処遇に関する文献調査

平成 23 年度

- ・カナダ、オーストラリア、ニュージーランドにおける「触法・被疑者」となった障害者に対する刑事法制度と社会福祉制度の連携の文献調査と現地調査

B. 「弁護活動と福祉の連携に関する研究」(担当:荒中研究分担者)

平成 21 年度

- ・被疑者・公判段階の弁護活動における問題点の洗い出しと分析
- ・裁判員制度・日本司法支援センター(法テラス)の問題点の洗い出しと分析
- ・福祉との連携等による対象者への弁護活動における新しい試みの実態調査

平成 22 年度

- ・「被疑者国選弁護人へのサポート事業」のモデル的実践
- ・法テラスや後見人制度の活用と生活保護の円滑な活用の検討
- ・弁護士への啓蒙活動

平成 23 年度

- ・「被疑者国選弁護人へのサポート事業」の継続実施とコーディネーター養成
- ・セーフティーネットの構築に向けた活動
- ・司法関係者への啓蒙活動

C. 「法務と福祉の接点である更生保護に関する研究」(担当:浜井浩一研究分担者)

平成 21 年度

- ・法務と福祉の接点である更生保護との連携の検討
- ・イタリアの刑事司法における触法・被疑者の処遇に関する文献調査

平成 22 年度

- ・知的障害者または高齢被疑者・被告人の刑事弁護に関する調査(弁護士対象)
- ・触法高齢者・障害者への処遇に関する調査(更生保護施設対象)
- ・ドイツ、ノルウェーの刑事司法における触

法・被疑者の処遇に関する文献調査

平成 23 年度

- ・保護観察付執行猶予者の特徴や現状、更生緊急保護の現状の統計分析
- ・地域生活定着支援センターと更生保護の連携に関する調査(地域生活定着支援センター対象)

D. 「福祉施設の支援の現状と可能性に関する研究」(担当:小林繁市研究分担者)

平成 21 年度

- ・触法・被疑者となった障害者の支援と体制整備に関する障害者施設等の実態調査
- ・デンマークにおける触法・被疑者(高齢・障害)への支援の現状

平成 22 年度

- ・知的障害者施設居住支援部門における触法知的障害者とその支援に関する実態調査
- ・制度課題に対する政策提言

平成 23 年度

- ・福祉関係者への研修・啓蒙活動
- ・先進的な支援プログラムと地域連携支援体制についての実態調査および分析
- ・海外の地域団体の触法・被疑者(高齢・障害)への支援の実態

E. 「触法・被疑者の地域社会内訓練事業の実施」
(担当:松村真美研究分担者)

平成 22 年度

- ・全国 4 か所での「地域社会内訓練事業」モデル的実践と分析

平成 23 年度

- ・全国 4 か所での「地域社会内訓練事業」の継続実施と仕組み作り

(倫理面への配慮)

モデル事業による支援や、アンケート情報、事例研究等における個人情報の取り扱いについて次のとおり厳格に管理する。

1. 個人情報は、本研究の研究代表者と研究分担者及び事前に名簿を提出した研究協力者・研究助言者(以下「関係者」という)に限って閲覧・分析可能とすること。
2. 個人情報は、本研究の目的以外の目的で利用しないこと。
3. 個人情報を電子情報の形にした場合は、ファイルにパスワードを設定し、関係者以外の者が閲覧できないようにすること。
4. 上記 3 の電子情報を扱うパソコン等は、イ

- ンターネットに接続した状態で使用せず、コンピューターウイルスに情報流出を防止する措置を講ずること。
5. 紙媒体による個人情報は、むやみに複写をとらず、関係者以外の者には閲覧させない。
 6. 個人情報を利用した研究成果を公表する場合は、個人が特定されることのないように配慮すること。
 7. 研究を終了したときは、個人情報を慎重な手続きですみやかに廃棄すること。
 8. 研究分担者は、本要領及び研究分担者が定める個人情報の保管・管理上の規定について、関係者に周知徹底を図ること。

C. 研究結果

3年間の研究結果については、研究分担者の報告の通りである。

D. 考察

本研究の成果は以下の通りである。

第一に、逮捕され明らかな犯罪事実が認められたが、不起訴処分や起訴猶予処分になった者及び執行猶予判決になった高齢・障害者の実態が明らかになった。

藤本研究分担者が実施した、「起訴猶予となり、保護観察所に更生緊急保護の申出を行った高齢者・知的障害者」の調査によれば、平成21年12月及び平成22年1月の2か月間において227名の調査対象者の内、65歳以上は37人(16%)、知的障害もしくは知的障害の疑いがある者は8人(3.5%)であった。本調査は「触法・被疑者」段階での実態調査としては初の統計となる。

荒研究分担者が実施した、刑事弁護活動における高齢・障害者の実態調査では、裁判員裁判においては知的障害や精神障害による心神喪失や心神耗弱が争点となる責任能力が問題となつた事案が平成22年1月以降で40件あった。一方で多くの弁護士・検察官・裁判官・検察官といった司法関係者が「触法・被疑者となった高齢・障害者」の存在にすら気付いていない実態が指摘された。

第二には、諸外国では刑事司法と福祉との連携によって、触法・被疑者となった高齢・障害者を社会へダイバードする道が用意されていることが、文献調査や現地調査によって明らかになった。

具体的には、①アメリカにおける「メンタル

ヘルスコート」の設置やイギリスにおける「適切な成人（Appropriate Adult）」の義務化によって対象者の人権擁護のための体制がとられていること、②刑罰の目的を「更生」とすることで、イタリアの「矯正処分監督裁判所（Tribunale di Sorveglianza：TDS）」に代表される刑事司法制度と福祉制度の連携で対象者を社会へダイバードする様々な道が用意されていること、③さらに刑事司法段階での早期介入は再犯防止の点でも費用便益の点においても効果的であることである。

第三にはこうした罪を犯した高齢・障害者の実態を踏まえて行った、福祉と司法の新たな仕組みづくりに向けたモデル的実践において一定の成果を得たことである。

松村研究分担者は、不起訴処分・起訴猶予処分になった知的障害者を矯正施設ではなく福祉事業所で受け入れ特性に合わせて更生に向けた支援（教育訓練）を行う「地域社会内訓練事業」を実施した。

同事業の対象者とした者の内、精神科に通院・入院歴がある男性に対して「地域社会内訓練事業」での受け入れを前提とした執行猶予判決が言い渡された。第一審で実刑判決が下った男性については、第一審後から控訴審に至るまで「地域社会内訓練事業所」で更生プログラムを利用した更生に向けた取り組みと、障害特性等を踏まえた保護観察付執行猶予判決が下った。

一般の受刑者と同じ矯正教育では難しい障害者の現状と「地域社会内訓練事業」の取り組みを踏まえた判決は非常に画期的であった。

E. 結論

本研究によって、刑事施設に収容される前段階である警察段階、検察段階、裁判段階という「触法・被疑者」の中に多くの高齢・障害者が含まれることが明らかになった。

ハンディキャップを高齢・障害者については、司法手続きにおいても、他の市民と平等にその権利が保障されるような手続きが必要になる。

しかし、現状においては、取り調べにおける「供述能力」、裁判における「訴訟能力」、そして再犯防止を目指す矯正・教育等においても必要な支援体制は不備な状況にある。

前述の通り、アメリカにおける「メンタルヘルスコート」の設置や、イギリスにおける「適切な成人」の義務化等、諸外国においては対象者への人権擁護の支援体制が確立されているが、

日本では対象者に対する支援体制は未整備となっており、本人の不利益となっている。

荒研究分担者は、被疑者段階での課題として 6 点を（①被疑者が孤独な状態に置かれるという問題、②供述録調書をめぐる問題、③密室での取調べをめぐる問題、④障害者が捜査員に迎合しやすく、誘導されやすいという問題、⑤黙秘権をめぐる問題、⑥弁護人選任権をめぐる問題）を、公判段階での課題として 4 点を（①刑事责任能力をめぐる問題、②自白の任意性・信用性をめぐる問題、③情状鑑定をめぐる問題、④手話通訳制度の不整備をめぐる問題）指摘している。

平成 22 年には大阪府で知的障害者の自白調書を作成し、起訴したが、その任意性・信用性を立証できないとして、検察自らが公訴取消しをした「大阪地検堺支部公訴取消事件」が起きているが、これは前述の課題点が表出したものといえる。

また、矯正・教育においても、その特性に応じた刑事政策は存在しない。知的障害者・発達障害者は、単なる懲役刑では反省を促す、順法精神を身につけさせる、再犯を起こさせないようにするという効果が薄いことが指摘されている。

社会的保護の必要性が高い、罪を犯した高齢・障害者を、その犯罪要因となってものを何ら矯正することなく社会に復帰させることは、「再犯防止」という司法的観点だけでなく、個人として地域で尊厳を持って生活する「基本的人権の享有」を知的障害者に全うさせていないという福祉的観点からも問題になる。

この背景としては日本の刑事司法における刑罰の位置付けが指摘できる。

浜井研究分担者の調査によれば、イタリアにおいては憲法第 27 条によって、刑罰は更生をめざすものでなければならないことが明記されており、これが「矯正処分監督裁判所」や、刑務所と社会内をつなぐ処遇コーディネート機関「社会内(施設外) 処遇(刑執行)事務所(Ufficio Esecuzione Penale Esterna : UEPE)」の設置につながっている。

日本においては、イタリアの憲法第 27 条に対応する条文の第 31 条には、刑事手続に関する権利規定のみがあるだけである。日本の量刑は犯罪に対する刑事责任の重さと価値的に同等の刑を科す「応報刑論主義」に基づいており、被告人の更生を意識した量刑を行うには一定の

限界がある。

こうした現状を総合すると、現在高齢・障害者は障害や高齢という「特性」に対する支援がないまま犯罪事実が認定され、刑罰が科される可能性が高い状況であり、こうした刑事司法の基本的な姿勢が本研究の課題となった「触法・被疑者」となる高齢・障害者を生んでいるといえる。

本研究では、障害の特性に合わせた更生支援の取り組みとして、矯正施設ではなく福祉で更生教育を行うモデル事業「地域社会内訓練事業」を実施した。また障害者刑事弁護への支援を実施している、大阪弁護士会による障害者刑事弁護サポートセンターの実態調査も実施した。

触法・被疑者となった高齢・障害者の支援においては、この様にできるだけ早い段階から福祉のネットワークに取り込むことが重要であり、それには「福祉」と「司法」の新たな協働体制の確立が必要となる。

それには刑罰重視の「応報主義」から被告人の「更生」や「再犯防止」を重視した量刑・刑事政策への転換と、取り調べの全面可視化や補佐人等の同席といった刑事司法手続きにおける高齢・障害者への人権擁護体制も望まれる。

以上を踏まえると、司法と福祉の新たな協働体制の構築にあたっては、以下の様な政策提言を行った。

「触法・被疑者」となった高齢・障害者への支援に向けての提言

厚生労働科学研究「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」

研究代表者 田島良昭

一． 警察段階、検察段階、裁判段階における、高齢・障害者の「被疑者・被告人」に対して取り調べにおける「供述能力」、裁判における「訴訟能力」への支援体制の整備

「障害者権利条約」第13条1項では、障害者が捜査段階及びその他の予備段階も含めたすべての法的手続きにおいて、他の市民と同じ様に司法に効果的にアクセスするために、障害及び年齢に適した配慮を行う事を求めている。しかし現在は罪に問われた「被疑者・被告人」のみならず被害者や証人を含め支援体制が整備されておらず、本人の「不利益」となっている。こうした状況を踏まえ、司法への効果的なアクセスのために以下の通り支援体制を整備することを要望する。

1. 被疑者の人権を保障し、自白強要又は虚偽の自白等による冤罪を防止する観点から取り調べ段階での全面可視化(録音・録画)が望まれる
2. 高齢・障害者の取り調べには、その特性を理解し取り調べにあたる警察・検察官との通訳的役割を果たす「立会人(補佐人)」を同席させる

「読む」「書く」「自分の考えを伝える」というコミュニケーションに障害を抱える知的障害者等にとって、「取り調べ」は海外旅行でその国の言葉が通じない状況に似ている。自分の主張を捜査官に適切に伝えることが出来ず、また迎合しやすく誘導されやすいため「冤罪」を生みやすくなっている可能性や、刑事手続上必要な「黙秘権」「弁護人選任」等の司法手続上の諸権利が正しく伝達されていない。取り調べに立ち会い、人権を擁護すると共に、取り調べ官との通訳的役割を務める「立会人」が必要である。

3. 高齢・障害者の国選弁護を担当した場合の弁護報酬に特別な加算制度を設ける

現行制度下で、弁護士が国選刑事事件を受任した場合、拘置所等への数回の面接と公判への出席以上の弁護活動をすると国から支払われる費用では賄えないケースが多い。高齢・障害者の国選弁護人として、更生に資する弁護を展開しようとした場合には、十分な理解のために面会そのものの回数が増加するだけでなく、釈放後の支援体制のための福祉との調整をしたり、更生支援計画書を作成して裁判所に提出するなどかなりの時間的・経済的負担が発生する。それが、特別な弁護活動をすることの足かせともなっている。

この負担を軽減し、適切な弁護活動に見合った報酬を確保するためにも、触法高齢・障害者の国選弁護を担当した者に対しては、その活動内容に応じた特別な報酬加算制度が必要である。また、加算制度を設けることで、触法高齢・障害者の実情を理解した弁護活動が活発となり、検察官や裁判官に対して、触法高齢・障害者の問題に対する理解を促すことにもつながることが期待される。

4. 捜査機関(警察官、検察官)や、弁護士、裁判官といった司法関係者へ、障害者の特性や理解等のための研修・教育の充実

上記の施策にあたっては、対象者が「障害者」であることに法曹関係者が気付いていることが前提となる。また後述する「改善更生」を重視した刑事政策を実施するには、処分を行う検察官や裁判官が障害者の特性を理解していなければならない。司法修習で障害者の特性に関する講義を設ける等、警察法曹関係者への研修・教育を充実していただきたい。

5. 検察庁や裁判所等の刑事司法機関にソーシャルワーカー等の福祉専門職を配置する

検察庁や裁判所に触法高齢・障害者の支援に精通した福祉専門職を配置し、検察官や裁判官の処分決定を支援する。具体的には、起訴前の取り調べや公判に当たって、高齢者や障害が疑われる者がいた場合には、検察庁や裁判所に配置された社会福祉士を同席させるなどして、その意見を求める。イタリアのソーシャルサービス UEPE が参考になる。

二. 被告人の「改善更生」や「再犯防止」を重視した量刑・刑事政策への転換

日本において量刑の目的は刑事責任に応じて刑を科す「応報」であり、その量刑も過去の類似事件における先例（量刑相場）を重視し自動的に決定される「応報量刑主義」がとられている。

高齢・障害者が罪を犯す背景には、犯罪の背景（環境的、社会・経済的原因）、障害・高齢者の特性（認知のゆがみ等）等の様々な要因が影響している。また隔離・拘禁を主とする従来の矯正処遇では、知的・発達障害者には反省を促し、順法精神を身につけさせることが難しいとされているが、こうした者に対する刑事政策がない。

こうした「罪」とそれに対する「刑罰」に重きをおく日本の刑事司法の仕組みが、犯罪要因を取り除かないまま社会に放り出すことになり、結果として犯罪を繰り返す「累犯障害者」や高齢者犯罪の増加につながっていると考えられる。

刑罰重視の「応報主義」から、被告人の「改善更生」や「再犯防止」を重視した量刑・刑事政策への転換のために以下の施策を提言する。

1. 犯罪に至る背景や更生支援の可能性等を調査する「判決前調査制度」を導入する

「改善更生」を重視した刑事政策においては、犯罪に至るまでの背景や成育歴及び本人の障害特性や更生支援の可能性等について、量刑判断を行う裁判官が正確に把握していることが必要になる。

「判決前調査制度」とは、「有罪判決を受けた者に関する個人的、社会事業や犯行状況、および量刑に関するさまざまな選択肢の適切さについての情報や助言、支援を与えることによって量刑判断を補助する」ものである。少年審判において家庭裁判所の調査官が行っている社会調査に近いものである。

「判決前調査制度」を導入し、社会内での専門的更生支援の必要性、妥当性を裁判官の量刑判断材料として活かしていくことが求められる。

触法高齢・障害者の支援に応用する場合は、心理学や社会学だけでなく、社会福祉的な観点から犯罪の背景要因や更生可能性、そして更生のために必要な支援策（支援計画）をまとめて検察官や裁判官に提出することで微罪処分、起訴猶予処分、執行猶予処分というダイバージョンのために活用することが可能になると思われる。

- 被告人(障害者)を相当の期間、裁判所の観察に付し、しばらくの間、被告人の様子を観察し、その経過を見た上で最終的な判決を下す、少年審判における「試験観察」の様な中間的処分の導入・活用を行う

三．高齢・障害者を対象にした「司法」と「福祉」が連携した刑事政策の必要性

罪を犯した高齢・障害者の円滑な社会復帰のためには、刑事手続の早い段階で司法手続きを回避（ダイバージョン）することが望ましい。それには「司法」のみではなく、更生に向か人生そのものをサポートする「福祉」と連携した、以下の様な新たな仕組みで支えることが相応しい。

- 刑事手続の早い段階で司法手続きを回避（ダイバージョン）する、高齢・障害者を対象にした「第三の刑事政策」が求められる
- 矯正施設ではなく、障害特性に合わせ福祉の視点から専門的な更生支援を行う「社会内訓練事業所（仮称）」を設置する
 - 「社会内訓練事業所（仮称）」は厚生労働省と法務省が連携した事業として運営されることが望ましい
 - 設置にあたっては同事業所の利用を社会内処遇として位置づけるような法的整備を行う
 - ①人権擁護の観点、②効果的な更生支援のために、同事業のプログラムを判定・検証するオンブズマン的役割を持つ機関が必要になる

懲罰処分、起訴猶予処分、執行猶予処分等によって司法手続きを回避した場合にも、犯罪要因を除去するための何らかの支援が必要になる。

「社会内訓練事業所（仮称）」は、こうした「被疑者・被告人」の段階で刑事手続を回避（ダイバージョン）された者を対象に、有期限で矯正施設に代わり福祉的な視点から、障害特性に合わせた更生支援を行う機関である。

同事業所が設置されることで、前述の障害者における「試験観察」や、刑の一部執行制度を障害者に適応した際の社会内処遇の場として適用することも可能になる。

現行の裁判で行われている「保護観察付執行猶予」の判決を受けた上で福祉事業所を利用する方法は、福祉事業所の利用を前提した判決が出た場合であっても、その利用は本人の意思に基づくものであり拘束力はない。また、単純執行猶予が認められる事案において、「保護観察付執行猶予」を求めるなどを本人の不利益とみなす弁護士側の主張もある。以上のことから、「社会内訓練事業所（仮称）」の設置にあたっては、同事業所の利用を社会内処遇の一つとみなす刑事処分の改正が必要となる。

「社会内訓練事業所（仮称）」は、①常に定員を空けておく必要性がある、②専門職員の配置が求められる、③面会・公判・支援会議へ出向く必要性という、現行の障害者自立支援法で運営される福祉事業とは大きく異なる性質を持つ。また、前述の刑事処分の一環として位置づけた場合、刑の執行機関としての役割を持つことになる。従って、「社会内訓練事業所（仮称）」については、運営においても法務省と厚生労働省が連携した事業として運営されることが望ましい。

3. 矯正施設出所者が中心となっている地域生活定着支援センターの業務内容を拡大する

「判決前調査制度」における情報収集や、「社会内訓練事業所（仮称）」の利用終了後の受け皿の確保が必要になる。矯正施設を出した者への支援に留まっている地域生活定着支援センターの業務を拡大し、「被疑者・被告人」段階への支援を実施することが望まれる。

4. 「被疑者・被告人」の受け皿として更生保護施設の積極的活用

「不起訴」あるいは「起訴猶予」となった者については、一時的なものであってもその身柄を引き受け、または更生支援を実施する機関が必要になる。その役割としては前述の「社会内訓練事業所（仮称）」と共に、「更生保護施設」が期待できる。更生保護施設に関しては、執行猶予になった者は、更生緊急保護をかけることで、現行制度での利用は可能になる。

以上

F. 研究発表

1. 論文発表

- 浜井浩一「法律家のための犯罪学入門(7)イタリアにおける触法障がい・高齢者の処遇について」
刑事弁護（現代人文社編） 2011年 (65) pp. 167-172
- 浜井浩一「法律家のための犯罪学入門(9)犯罪統計入門(2)少子・高齢化と犯罪・刑罰」刑事弁護（現代人文社編） 2011年 (67) pp.123-129
- 浜井浩一「法律家のための犯罪学入門(10)地域や民間を基盤とするイタリアの犯罪者処遇」
刑事弁護（現代人文社編） 2011年 (68) pp.134-139
- 浜井浩一「触法障がい者の支援-「司法と福祉の連携」を考える」ノーマライゼーション 2011年 31(4)通号357 pp.9-13
- 浜井浩一「誰を何のために罰するのか ーイタリアにおける触法精神障がい者及び高齢犯罪者の処遇を通して日本の刑罰と更生について考える」『人権の刑事法学:村井敏邦古稀記念論文集』 浅田和茂・石塚伸一編 日本評論社 2011年 pp.896-930
- 浜井浩一「少子・高齢化社会における犯罪・非行対策・持続可能な刑事政策を目指して はじめに・少子・高齢化社会における犯罪・非行対策」
犯罪社会学研究 2011年 (36) pp.4-10
- 浜井浩一「少子・高齢化社会における犯罪・非行対策・持続可能な刑事政策を目指して 少子・高齢化が犯罪に与える影響とその中で持続可能な刑罰(刑事政策)の在り方・犯罪学からの提言」
犯罪社会学研究 2011年 (36) pp.76-106
- 斎藤司「被疑者・被告人の非拘禁的措置」刑事立法研究会編『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望（仮）』（現代人文社、2012年刊行予定）

2. 学会発表

- 浜井浩一「Beyond Punishment: collaboration between Criminal Justice and Social welfare」
organizer 国際犯罪学会第 16 回世界大会 2011 年
- 古川隆司「高齢犯罪者の社会復帰への軌跡と課題 -当事者と関係者の語りをもとに-」日本老年学会・日本老年社会学会第 53 回大会、京王プラザホテル、2011 年

※ なお、上記学会報告の「Beyond Punishment:

collaboration between Criminal Justice and Social welfare」は、2011 年 8 月に神戸で開催された国際犯罪学会の第 16 回世界大会において、浜井研究分担者が、本研究の成果を報告するためパネルセッションを企画したものである。

3. その他(当研究に関する新聞報道)

- 「刑猶予の精神疾患ある男性 福祉施設利用を拒否」『長崎新聞』 2011 年 1 月 21 日
- 「刑猶予の男性 施設入り拒否 法的根拠欠いた条件」『朝日新聞』 2011 年 1 月 31 日
- 「「累犯障害者」一審破棄、刑猶予 福岡高裁判決「福祉施設で更生」」『長崎新聞』 2011 年 3 月 24 日
- 「発達障害被告 刑猶予」『読売新聞』 2011 年 3 月 24 日
- 「発達障害被告の刑猶予」『毎日新聞』 2011 年 3 月 24 日
- 「窃盗で刑猶予「累犯障害者」 高裁判決が確定」『長崎新聞』 4 月 7 日
- 「障害理由に「刑猶予を」」『西日本新聞』 2011 年 5 月 24 日
- 「知的障害の窃盗被告 実刑」『西日本新聞』 2011 年 6 月 28 日
- 「長期連載 居場所を探してー累犯障害者たち 第 1 部 福祉との出会い」『長崎新聞』 2011 年 7 月 23 日～8 月 2 日
- 「累犯 居場所を探してー「行き場」確保し再犯防止」『長崎新聞』 2011 年 9 月 5 日
- 「累犯 居場所を探してー容疑者・被告の知的障害把握へ チェックシート作成」『長崎新聞』 2011 年 9 月 10 日
- 「長期連載 居場所を探してー累犯障害者たち 第 2 部 司法と福祉のはざまで」『長崎新聞』 2011 年 9 月 23 日～10 月 10 日
- 「累犯 居場所を探してー盜みなど服役通算 22 年 知的障害被告 施設訓練で“変化”」『長崎新聞』 2011 年 10 月 22 日
- 「現場発 服役か福祉施設か」『毎日新聞』 2011 年 10 月 17 日
- 「累犯障害者 再犯防げ 司法と福祉つないで」『西日本新聞』 2011 年 10 月 17 日
- 「累犯 居場所を探してー福岡で窃盗 知的障害の被告「雲仙で暮らしたい」」『長崎新聞』 2011 年 11 月 10 日
- 「被告の供述録取書採用」『毎日新聞』 2011 年 11 月 10 日
- 「罪と更生「盗めば刑務所行ける」」『西日本新聞』

2011年11月10日

「障害特性調査判決前に」『長崎新聞』 2011年

11月15日

「犯罪予防ヘテキスト作成」『長崎新聞』 1月23

日

「取り調べ、起訴判断 専門家が助言」『長崎新聞』

1月25日

「知的障害者の累犯防止へタグ 「取り調べに専門家」」『西日本新聞』 1月28日

「長期連載 居場所を探して—累犯障害者たち 第5部 見放された人」『長崎新聞』 2012年2月5

日～2月16日

「「累犯者」に執行猶予求刑」『毎日新聞』 2月16

日

「異例の「刑猶予」求刑」『長崎新聞』 2月17日

「知的障害 保護施設の支援考慮」『西日本新聞』

2月17日

「新長崎モデル始動」『長崎新聞』 2月25日

「立会人の研修始まる」『西日本新聞』 2月28日

「取り調べ映像専門家視聴」『長崎新聞』 2月28

日

「【居場所を探して】 日の当らない場所に光を」『長崎新聞』 3月13日

「性犯罪者の薬物治療研究」『西日本新聞』 3月

14日

「認知症の影響 争点」『西日本新聞』 3月15日

「更生支援 県境越え」『毎日新聞』 3月19日

「福祉と連携、先進的に」『西日本新聞』 3月26

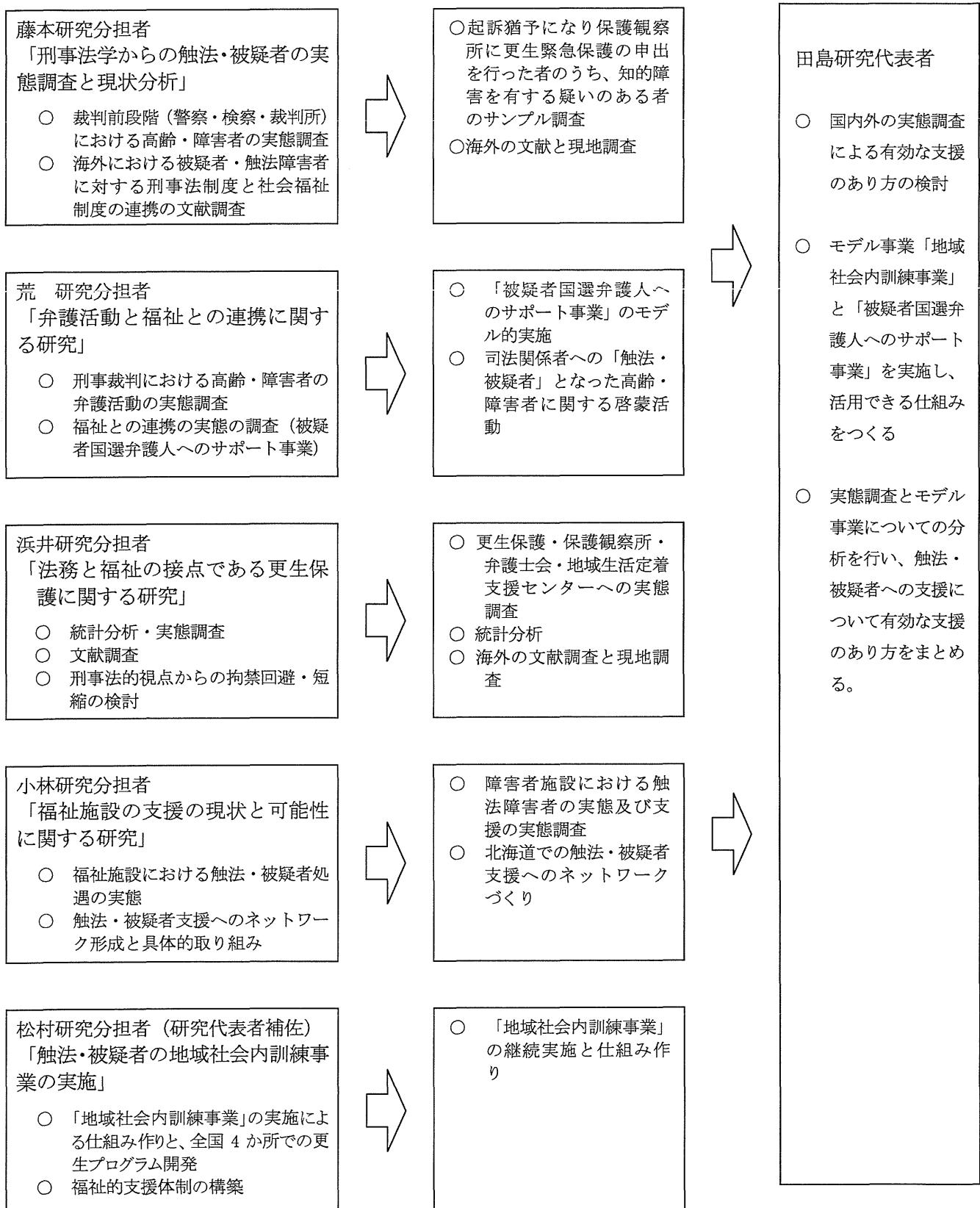
日

「更生へ「長崎方式」完成」『西日本新聞』 3月

28日

G. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む。)

なし



研究要旨：触法・被疑者となった高齢・障害者が警察、検察及び裁判所にどの程度存在し、どの程度ダイバートされているのか等を調査した上で諸外国と比較し、法務省と厚生労働省の連携によるセイフティネット構築の方法を研究している。

A. 研究目的

研究分担者・藤本グループにおける研究テーマは、「刑事法学からの触法被疑者の実態調査と現状分析」である。本研究の主たる関心は、刑事司法制度と社会福祉制度との連携にある。換言すれば、法務省サイドと厚生労働省サイドとの連携のあり方の探求である。より具体的にいえば、微罪処分、不起訴、起訴猶予等により、刑事司法制度からダイバートされ、施設内処遇を受けることができず、また、帰るべき家庭からも拒絶され、居場所を喪失してしまう蓋然性の高い、知的障害犯罪者に対する、法務省サイドと厚生労働省サイドとの連携による支援の網、すなわち、セイフティネットをどのように構築するかである。そして、本研究は、このテーマに沿って、欧文の文献並びに統計資料に基づいて、諸外国における知的障害犯罪者に対する刑事政策的・社会政策的施策についての、理論的研究を行う予定である。

このような課題に取り組む目的は、以下の通りである。我が国の刑事司法制度においては、刑事訴訟法第246条但書、並びに犯罪捜査規範第198条を根拠規定として、警察段階においては微罪処分、刑事訴訟法第248条を根拠規定として、検察段階においては起訴猶予という猶予制度が存在する。この猶予制度は、研究分担者が、長年にわたって刑法学会や犯罪社会学会等において主張する、ラベリング理論という犯罪学理論が導出した、ダイバージョンという刑事政策学理論によって、理論的深化が図られてきた。すなわち、学理的に、猶予制度は、犯罪者に対する烙印押しを回避し、できる限り早期の段階において、コミュニティへ犯罪者を社会復帰させることを可能にするという機能を有するものとして、現在の刑事法学界においては一般的な認識として共有されるに至っているといえる。そして、確固たる科学的裏づけを有する犯罪学理論をバックボーンとして存在する我が国の猶予制度が、犯罪抑止に対して絶大なる効力を有していることは、公共の財産となっているのである。

しかしながら、このように、実証研究による裏付けを経た科学的犯罪学理論を基盤とし、かつ、学理的にも正当性を主張することが充分に可能な猶予制度にも欠点は

存在しており、それはまさに、刑事手続の早期の段階において、生物学的・心理学的視点からすれば、社会的保護の措置がとられる必要性が高いと思われる犯罪者、とりわけ知的障害犯罪者を、何らの刑事政策的処置を施すこともなく、再びコミュニティへと帰してしまう可能性があるという点である。

本研究の主任研究者である社会福祉法人南高愛隣会（コロニー雲仙）理事長田島良昭氏は、知的障害犯罪者の犯罪傾向として、窃盗罪、詐欺罪という財産犯、放火罪という公共危険犯、強制わいせつ罪、強姦罪という性犯罪等を犯す傾向があることを指摘されておられるが、この指摘から導出される合理的な推論を試みると、知的障害犯罪者の特徴は、第1に、生活苦の状況にあるということ、第2に、犯罪動機に利欲的な性向が看取されるということ、第3に、性欲を抑制することが困難な者も存在するということである。

そうだとすれば、このような特徴を有する知的障害犯罪者を、微罪処分、起訴猶予によって、その犯罪要因となったものを何ら矯正することなく社会に復帰させたとしても、知的障害者が累犯者となる蓋然性が高度に見込まれることになり、知的障害者がコミュニティにおいて、再び個人として、尊厳を持って、人間に値する生活を送ることができるようになることは望むべくもないということになるであろう。そういう意味合いにおいては、日本国憲法が保障する基本的人権の享有を、知的障害者に全うさせることにはならないのである。知的障害犯罪者に早期に対応することは、知的障害者を取り巻く社会的環境の安全、ひいては、国家の安全を担保するためにも必要なことであり、この点に関しては、現在の刑事司法制度そして社会福祉制度の下では、知的障害犯罪者の保護はいうまでなく、社会の安全・安心も、充分に保障されていないのではないかという懸念を禁じ得ないのである。

それゆえに、犯罪学理論から導出される刑事政策理論ないし刑事司法理論においては、ダイバートされたか、あるいはダイバートされる蓋然性が高い、知的障害犯罪者に対する処遇を、法務省サイドと厚生労働省サイドの

制度的観点から、理論的にも、実務的にも、行う必要性が不可欠となっているように思われる所以である。

そして、そのような観点からは、現行刑事司法制度から排除されてしまう知的障害犯罪者の処遇に際しては、やはり、セイフティネットとして、社会福祉行政をはじめとする、社会福祉制度が考察の俎上に上がってくることになるであろう。すなわち、刑事司法制度と社会福祉制度との連携を、理論的に考察する必要性が不可欠となるのである。そして、こうした観点からの理論的検討は、生存権を保障する、日本国憲法の指定する福祉国家思想にも合致し、学問的正当性を獲得するものであると確信する。つまり、国家並びに社会は、知的障害犯罪者の最後の1人まで、再社会化させることこそが、その最大の責務なのではなかろうか。それによって、世界人権宣言、国際人権規約、そして日本国憲法の最大の眼目たる、基本的人権の保障が全うされるものと考えられるのである。

そして、このような学理的、形而上学的活動を、形而下学的活動へとバイパスし、学問的活動と実務を結合する制度として、厚生労働省サイドにおいて制度的に結実した、「地域生活定着支援センター」や、「触法障害者地域移行支援事業」が、極めて重要な実務的政策として、考察の俎上に上ってくることにもなるのである。

以上において明らかになったと思われるが、本研究の目的は、知的障害犯罪者の基本的人権の保障を全うするために、刑事司法制度と社会福祉制度との連携を理論的・学理的に探求することにあるのであり、その必要性は、犯罪学理論並びに刑事法理論そのものから、内在的に発生しているものであるともいえるのである。

本研究の特色は、研究対象者に関して、犯罪者の中でも、知的障害者に限定している点であり、さらに、その中でも、刑事司法制度からダイバートされる知的障害犯罪者に限定して、研究を行う点にある。そして、さらには、考察の対象となる刑事司法手続も、警察段階、検察段階に限定している。つまり、研究対象者のみならず、研究対象となる刑事司法制度をも限定するのであり、その意味において、本研究の射程は、二重の絞りがかけられることになるのである。この点、従来の刑法学、刑事訴訟法学、刑事政策学においては、ほとんど顧みられることのなかった論点であるといえよう。それゆえに、本研究は、少なくとも、刑法学においては、まさに重要な価値のあるものとなるように思われる。

本研究における独創的な点としては、法務省サイドと厚生労働省サイドとの連携、すなわち、刑事政策と社会政策との連携によって、法の狭間の負の鎖を断ち切り、

知的障害犯罪者を処遇し、改善更生させ、社会復帰を図り、知的障害者の、刑事司法制度的観点からする人権保障の貫徹を学理的に探求する点が挙げられるであろう。すなわち、そのような知的障害犯罪者に対するヒューマニズムの刑事司法制度における貫徹は、本研究の独創的な視点あるいは視座であると評価できるものと解される。

B. 研究方法

平成21年度

- ・刑事裁判における触法被疑者の歴史的変遷
- ・ニュージーランドにおける精神障害者の刑事手続きに関する裁判官マニュアル紹介

平成22年度

- ・起訴猶予処分になり保護観察所に更生緊急保護の申出を行った者のうち、知的障害を有する疑いのある者のサンプル調査と分析
- ・アメリカ、イギリスにおける触法・被疑者の処遇に関する文献調査

平成23年度

- ・カナダ、オーストラリア、ニュージーランドにおける「触法・被疑者」となった障害者に対する刑事法制度と社会福祉制度の連携の文献調査と現地調査

日本の統計を使用して、警察、検察及び裁判段階の高齢・障害者を把握することに主眼を置いていたが、全くデータがないため、法務省保護局にお願いし、アンケート調査を実施した。それに基づき、起訴猶予となった知的障害者の分析を行い、セイフティネット構築のための政策を研究した。また、諸外国との比較も研究課題として課されていたため、研究協力者を含め、各自が異なる国を担当し、文献調査を行った上で、各国の制度を学び、セイフティネット構築の参考にした。

その際、現地視察を実施することで、より理解が深まり、実務へスムーズに繋げる政策を打ち出すことができたと思う。

(倫理面への配慮)

視察の際のプライバシーには細心の注意を払っている。

C. 研究結果

平成23年度の研究成果であるが、起訴猶予者に関するアンケート調査をより精密に分析し、全国紙である『罪と罰』に掲載した。また、前年度に引き続き、カナダとニュージーランドにおける文献調査とカナダの視察を行った。

今年度の研究成果としては、下記の3点に集約できる。詳細は、別添資料の通りである。

(1) 別添資料一1：論文

藤本哲也「起訴猶予となり、保護観察所に更生緊急保護の申出を行った知的障害者の状況に関する調査(結果概要)」

(2) 別添資料一2：海外文献の調査結果(カナダ)

田崎倭文香「カナダにおける被疑者・触法障害者に対する刑事司法制度と社会福祉制度との連携—カナダにおける警察段階の触法被疑者のダイバージョンの考察」

(3) 別添資料一3：海外文献の調査結果（ニュージーランド）

藤田尚「ニュージーランドの刑事司法制度における知的障害者の取り扱いについて—2003年度知的障害(強制的ケア及びリハビリテーション)法の概要及び適用状況を中心に—」

(4) 別添資料一4：海外視察報告書

カナダ視察報告書

D. 考察

日本だけに限らず、諸外国の警察、検察、裁判段階の統計及び施策を調べた結果、すべての段階において、知的障害者に関する統計を持っている国は見当たらなかった。しかしながら、福祉が充実している国は、1980年代からのノーマライゼーション等の流れを受け、徐々に知的障害者を刑事司法制度から除外しようという動きが見られるようと思われる。詳細は、諸外国の研究報告を見ていただければ明らかだが、アメリカにおけるメンタルヘルスコート、イギリスにおける精神保健法改正による精神障害カテゴリーの削除によるダイバートや警察との連携、カナダにおける触法精神障害者のダイバージョン、ニュージーランドにおける知的障害法における知的障害者の扱いについて報告を行っており、それぞれ日本との比較を通して、現在の日本における刑事司法制度では、どのような政策が良いかという提言を行っている。それによると、触法精神障害者に対しては、警察段階もしくは裁判段階でのダイバートが適切ではないかという意見が多いように思われる。いずれにせよ、触法・被疑者となった高齢・障害者へは、なるべく刑事司法手続から早期にダイバートし、福祉の支援へ繋げる方が、本人も幸

せであり、政策的にも国家予算が削減できることが試算の結果、明らかため、警察、検察、裁判段階のいずれかの段階で、ダイバージョンができる法律もしくは条文制定が望まれると考える。その際には、我が研究グループが実施した海外文献調査が参考になると思われる。

E. 結論

国内のアンケート調査及び海外文献調査を通して、当初の考え方通り、触法・被疑者となった高齢障害者へは、早期に刑事司法制度からダイバートし、刑事施設へ収容するより、社会福祉施設もしくは社会福祉による支援を行った方が、本人のためでもあり、国家のためでもあると思われる。今後は、上記のような政策が実現し、本研究では障害者に力を入れ過ぎたあまり、高齢者に関する研究があまり進まなかつたことを考慮し、障害者に対する政策を実施した後、高齢者にもその施策を応用すべきだと考える。また、今後は、成人の障害者や高齢者に限らず、少年院や少年刑務所にも障害のある少年が存在することから、少年にも適用できる政策研究が進められることを期待したいと思う。

それを踏まえ以下の通り政策提言を行った。

海外文献調査を踏まえた提言

提言（1）

研究分担者 藤本哲也

アメリカにおける触法精神障害者の施策は、諸外国で展開されている触法精神障害者の施策、とりわけカナダの施策に大きな影響を与えている。このようなアメリカにおける触法精神障害者の研究を基礎として、我が国の刑事司法制度に導入すべきと思われる政策については、以下の5つのが提言できるのではないかと考える。

・第1は、触法精神障害者のダイバージョン・プログラムを導入するにあたって、危機介入チームモデル（Crisis Intervention Team Model:CIT）を採用することである。アメリカにおいては、触法精神障害者のダイバージョンが行われるにあたっては、独自の警察チームが結成されており、警察機関の多くは、CITモデルと呼ばれるタイプを採用している。CITモデルは、警察官基盤のモデルであり、警察官が触法精神障害者の最初の対応者として現場に駆けつけ、触法精神障害者のアセスメントや適切な精神保健・社会福祉的資源への送致を行うものである。触法精神障害者の状況は通常の事件とは異なり、危険な状況が伴うことから、アメリカにおいては、CITモデルが、触法精神障害者のダイバージョンを実施するにあたっての最善のモデルであると考えられている。このようなCITモデルは、警察官による迅速な対応により、触法精神障害者への適切な資源の提供を実現するものであり、また、警察官のみで触法精神障害者の処分決定を行っている、我が国の現行実務にじみやすいものであると考えられる。そのため、我が国における触法精神障害者のダイバージョン・プログラムを実施するにあたっては、CITモデルの採用が適切ではないかと思われる。

・第2は、CITモデルを採用するにあたっての、警察官に対する精神保健的・社会福的訓練を行うことである。アメリカにおいては、CITモデルチームの警察官に対して、危機減少化技術訓練、意思疎通訓練、自殺予防訓練、発達障害、PTSD等に関する訓練を行うことにより、触法精神障害者に対する効果的な対応を行っている。また、一部の警察機関においては、全警察官に対して、これらの訓練を行っており、そのようなことからすると、CITモデルチームの警察官だけでなく、全警察官に対して、触法精神障害者についての知識を会得する機会を設置することが、より適切な方策であるとも考えられる。

・第3は、コンピュータ技術派遣システム等の情報技術を駆使し、警察官と接触した触法精神障害者の追跡を行うことである。アメリカにおいては、警察官と接触した者についてのデータ・システムが存在し、警察官は触法精神障害者を取り扱う際に、そのデータ・システムにアクセスすることで、その精神障害者の過去の情報を参照することができる。また、繰り返し触法精神障害者の事件が発生している現場をデータ・システムによって把握し、その情報を警察官の間で共有することによって、触法精神障害者に対する迅速な対応や再犯の防止を可能とするものと思われる。

・第4は、警察機関と精神保健機関との間の連携を強化するために、それらの間で会合を開き、各機関が果たすべき役割をプロトコルで明確化することである。アメリカでは、CITモデルを実施する際に、警察機関と精神保健機関の間における意思疎通が欠如していたことから、連携がうまくいかなくなってしまった事例が存在している。そのような事態を克服するためには、定期的に会合を開き、そこでお互いの意見を出し合い、意思疎通を図ることが重要であるとされている。また、警察機関と精神保健機関の役割を明確化するプロトコルを作成することで、触法精神障害者の受け入れの拒否を回避し、迅速な対応が可能となるものと思われる。

・第5は、CITモデルについての効果を検証する実証研究を行い、地域社会や警察機関に対してプログラムの啓蒙を行うことである。CITモデルを実施するにあたっては、その効果を検証する実証研究を行い、問題点を提示することで、プログラムの障壁となる事項を克服していくことが必要である。また、精神障害者のニーズに応えるために、精神障害者とその家族に意見を聞く機会が提供されることも重要と思われる。さらに、プログラムの実施に抵抗を抱く警察機関や地域社会の精神保健・社会福祉機関に対して、プログラムを実施するメリットについて説明を行うことで、プログラムの普及が促進されるものと考えられる。

以上

提言（2）

研究協力者 野村貴光

イギリスの触法精神障害者についての政策の前提として、各刑事司法段階における触法精神障害者に関する情報の記録・収集・分析の必要性が、イギリスにおいては指摘されている。このようなイギリスにおける触法精神障害者の研究を基礎として、我が国の刑事司法制度に導入すべきと思われる政策については、以下の5つの政策が提言できるのではないかと考える。

・第1は、都道府県警察において、刑事司法機関から社会福祉機関へと触法精神障害者を橋渡しする、精神保健連絡官という職員を配置することである。この政策は、イギリスにおける管区精神保健官（Divisional Mental Health Officer）及び精神保健連絡官（Mental Health Liaison Officer）の制度を模範とするものであり、触法精神障害者の処遇に対する適切な訓練を受け、触法精神障害者及び社会福祉機関についての知識及び理解を十分に獲得した警察官を配置することをその内容とする。この政策の導入の目的は、刑事司法段階の入り口である警察段階において、早期に、触法精神障害者を特定し、ダイバートし、厚生労働省サイドの社会福祉機関との円滑な連携を図り、触法精神障害者に対する速やかかつ適切な処遇を実現することにある。そして、この政策は、触法精神障害者に対する早期のダイバージョンには犯罪抑止効果がある、とのイギリスにおける実証的研究によって正当化することができる。また、このような精神保健連絡官の導入においては、触法精神障害者の人権に関わることから、法律の留保の原則の趣旨からは、法律、具体的には警察法及び警察官職務執行法において、その職および権限を明文化することが望ましいけれども、現時点においてそのような立法化が困難であるとするならば、行政法学的見地からは、行政機関の組織、あるいは、行政事務の配分に関する組織規範の類型に属するものとも解されるので、訓令・通達という行政規則によって精神保健連絡官を配置していくことも、理論的には可能であるようにも思われる。

・第2は、第1の政策を実行あらしめるために、都道府県における警察官に対して、触法精神障害者に関する知識および理解を深めるための訓練プログラムを策定し、実施することである。この政策の導入の目的は、触法精神障害者に対する警察官の意識を向上させ、気づきを増やし、刑事司法過程の早期の段階において触法精神障害者を特定することを可能ならしめることにある。そして、この政策も、イギリスにおいて実際に実施されており、犯罪抑止効果に寄与するものであることが報告されている。イギリスの具体例としては、警察官に対する精神保健専門家による講義や、DVDなどによる訓練セッションが挙げられる。また、この政策も、行政法学的見地からは、行政事務の配分に関する組織規範の類型に属するものと解されるから、訓令・通達という行政規則によって訓練プログラムを策定し、実施することは可能であるようにも思われる。

・第3は、適切な成人の制度を創設することである。この政策は、イギリスにおける適切な成人（appropriate adult）の制度を模範とするものであり、警察段階において被疑者が触法精神障害者であるとの疑いがある場合、警察官に、適切な成人と呼ばれる、被疑者の福祉的支援を行う責任能力を備えた成人、具体的には

親族や後見人などへの連絡が義務づけられる制度である。この制度は、弁護人による法的支援とは別の、福祉的支援の観点から創設されたものである。この政策も、イギリスにおいて、犯罪抑止効果に寄与することが判明していることにより正当化できよう。この政策は、触法精神障害者に関する知識と理解を備えた親族、後見人、補佐人、補助人、その他の専門家が名宛人とする制度となるが、触法精神障害者の人権に直接関わるため、法律の留保の原則から、法律、具体的には刑事訴訟法の改正あるいは単独立法の形式を採用した上で、その職および権限を規定する必要性が生じてくるように思われる。また、弁護人の制度とは異なる趣旨の政策であるから、新しい枠組みにおいて政策は実施される必要性があるものと思われる。

・第4は、以上の政策の実施のための予算枠組みの必要性である。この政策の目的は、ダイバージョンによって刑事司法制度において節約される財政を、新たな政策のために割り当てることにある。

・第5は、触法精神障害者に対する国民の理解を深める啓発活動を政府主導で行うことである。この政策の目的は、ダイバージョンは国民の理解がなくてはおぼつかないという観点から、触法精神障害者の改善更生・社会復帰に対する国民の意識を高め、触法精神障害者のソーシャル・インクルージョンを促進する社会環境を醸成し、ダイバージョンを成功させることにある。その手段としては、テレビのコマーシャルや、宣伝ポスター、チラシの配布などを、積極的に利用することが考えられる。

以上

提言（3）

研究協力者 田崎倭文香

カナダにおける触法精神障害者の施策は、アメリカとイギリスの施策を、カナダの情勢に合わせて、アレンジしたものである。このようなカナダにおける触法精神障害者の研究を基礎として、わが国の刑事司法制度に導入すべきと思われる政策としては、以下の5つの政策が提言できるのではないかと考える。

・第1は、触法精神障害者のダイバージョン・プログラムを導入するにあたって、危機介入モデル(Crisis Intervention Team Model:CIT)、あるいは精神保健連絡官モデル(mental health liaison officer model)を採用することである。カナダにおいては、触法精神障害者のダイバージョンが行われるにあたっては、独自の警察チームが結成されており、それらのチームのタイプには、CITモデル、精神保健連絡官モデル、連続的対応モデル(Sequential Response Model)、カー87モデル (Car87model)、現場出動危機対応チームモデル(Mobile Crisis Team Model:MCT)の5つが存在するのであり、このうち、CITモデル、精神保健連絡官モデル、連続的対応モデルは警察官基盤のモデルであり、カー87モデル、現場出動危機対応チームモデルは社会福祉基盤のモデルである。触法精神障害者のダイバージョンを行うにあたっては、専門チームによる迅速な対応を図ることによって、警察機関に係る時間的・経済的コストの削減することとなるのであり、また触法精神障害者にとっても、適切な社会福祉的資源に送致されることにより、その者の再犯の危険性の除去につながるものと思われる。そこで、我が国における警察チームモデルの採用に当たっては、従来、触法精神障害者の逮捕等に際しては、警察官のみが判断していることからすると、まず、警察官基盤のモデル、すなわち、CITモデルあるいは精神保健連絡官モデルの採用が好ましい方策であると考えられる。具体的には、精神保健的・社会福祉的知識を得た、特別に任命された警察官が、通常のパトロール業務を行いながら、触法精神障害者のアセスメントを行い、適切な社会福祉的資源を行う任務を行うCITモデルの採用、あるいはこれらの任務を専門的職務として行う精神保健連絡官モデルの検討を行うことが、適切であると思われる。

・第2は、CITモデルあるいは精神保健連絡官モデルを採用するにあたっての、警察官に対する精神保健的・社会福祉的訓練を行うことである。具体的には、これらの訓練は、触法精神障害者の危機的状況を緩和化させる技術やそれらの者との効果的な意思疎通を図るために技術を獲得することを含むものであるが、このような訓練プログラムの策定に協力しているのは、カナダにおいては、精神保健協会等の精神保健機

関であり、我が国においても、精神保健・社会福祉機関が、警察官に対する訓練プログラムの策定に協力し、警察官に対する教育に貢献することが考えられる。

・第3は、警察官が触法精神障害者であることの識別をより容易にするためのリスクアセスメント・フォームやチェックリストの作成を行うことである。訓練を行った特定の警察官に加えて、一般的の警察官についても、触法精神障害者であることの識別をより容易にする必要性があるのであり、そのためには、警察官に対してリスクアセスメント・フォームやチェックリストを配布することが好ましい。ブリティッシュ・コロンビア州では、警察署長協会の精神保健委員会による警察選別ガイドや王立カナダ騎馬警察による精神保健事案・危機優先順位評価尺度が存在し、これらのツールは、警察官の触法精神障害者の気づきを助ける手段となっている。

・第4は、CITモデルや精神保健連絡官モデルを実施するにあたってのガイドラインの作成を行うことである。カナダにおいては、カナダ警察署長協会によって策定されたガイドラインが存在するが、そのカナダ全土における普及が不充分であるため、地域によってプログラムの充実度合いが異なるという結果をもたらしている。このことから、都道府県によってCITモデルや精神保健連絡官モデルの実施にばらつきが生じることを避けるために、ガイドラインを作成することが適切であると考えられる。

・第5は、警察機関と精神保健・社会福祉機関との間のプロトコルの作成を行うことである。カナダにおいては、警察官から精神保健施設及び社会福祉施設への送致を行うにあたっては、迅速な対応が求められるため、警察機関は、精神保健施設・社会福祉施設との間でプロトコルを作成しており、触法精神障害者の受け入れをスムーズに行う等の措置を展開している。我が国においても、そのようなプロトコルを作成することにより、警察官による触法精神障害者の社会福祉施設への送致を迅速に行う必要性があるものと思われる。

以上

提言（4）

研究協力者 藤田 尚

ニュージーランドにおける障害者施策は、イギリスの流れを受けているが、触法障害者施策に関しては、異なる形態を取っているようである。触法精神障害者の施策としては、警察や検察段階では、それほど目立った施策はなく、むしろ、精神保健法による触法精神障害者施策や、精神保健法で除外されたことを受けて新たに制定された知的障害法の方が我が国の刑事司法制度の参考になると考える。以下においては、ニュージーランドにおける2003年知的障害法を基礎として、知的障害者の施策に焦点を当て、我が国に導入可能な政策を提言したいと思う。

・第1は、触法精神障害者のダイバージョンを実施するにあたっては、裁判段階で実施することが最適であり、2003年知的障害法が参考になると考える。ニュージーランドでは、実際に裁判段階で知的障害のある被告人は、刑務所へ移送するのではなく、ケア施設において強制的ケアがなされ、社会復帰を目指すというダイバージョンともいえる2003年知的障害法が存在している。我が国では、警察段階において、精神保健福祉法に基づく措置入院はあるが限界があり、さらには、警察官に判定の訓練をしたとしても、時間的制約及び人員面から障害の判別も困難であり、警察に精神科医が常駐しない限り、現状では警察段階でダイバートすることは困難である。また、検察においては、最高検が知的障害者に関する統計及び可視化等の政策を考え始めたようであるが、警察と同様の状況が考えられ、加えて、被害者及び国民感情に配慮すると、この段階でのダイバートは難しいと思われる。したがって、現段階では、警察及び検察の実情や被害者及び国民感情を踏まえ、裁判段階で知的障害者をダイバートするのが最も実現可能性があると考える。その際には、新たな法律を制定し、他の段階よりは精神医療と結びついている裁判所段階で知的障害者を判定できる枠組みを作り、知的障害者と判断された場合はダイバートし、福祉施設に入所させる

のが最適である。しかし、新法制定までにはかなりの労力及び時間が必要なため、対象者の選定や病床数の不足という問題等もあるが、既存の心神喪失者等医療観察法を改正して使用することも考えられる。現在、医療観察法では、①疾病性、②治療反応性、③社会復帰要因が必要とされるため、②の治療反応性を欠く知的障害者は法律の対象外とされている。しかしながら、治療反応性の有無は実際に治療してみないとわからないため、この定義を修正し、知的障害者も医療観察法で指定された施設に収容して治療を施し、治療の効果がほとんど見られなければ、社会適応訓練をさせるべく、社会福祉の援助を受けて「早急に」地域生活へ移行するというのも1つの手段だと思われる。

・第2は、2003年知的障害法に類似した法律を採用するには、裁判段階で知的障害を判定できる枠組み、施設の拡充及び予算の確保が必要である。ニュージーランドの知的障害法を採用し、裁判段階でダイバートするためには、裁判段階で知的障害を判定できる枠組みを作り、ケアできる施設の拡充が必要である。障害を判定できる枠組みがなければ、従来通り、障害者と気付かずに刑務所へ移送されることを止めるこことはできないため、最低でも裁判所の管区に基づき、8か所は判定機関を設ける必要がある。また、鑑定者によって判定に差異が出ないように、ニュージーランドが実施しているような専門医師への訓練が必要であると考える。さらには、ニュージーランドでは、障害のレベルによってケアする環境が変わるために、我が国では医療機関もしくは福祉機関のどちらを使用するかまでは検討していないが、重度の知的障害者は国の施設で扱い、軽度な者には民間の施設でケアを行うことが適切であるが、その際には国と地方公共団体との連携を考える必要もある。しかしながら、この点も予算と人員がなければ実施不可能なため、ニュージーランドのように日本の人口の約30分の1ですら、この法律とサービスに年間7,550万ドルが計上されているので、無理難題ではあるが予算の捻出が必要である。

・第3は、矯正段階で知的障害者を発見した場合、刑期の範囲内で知的障害のある受刑者を刑務所から医療機関もしくは社会適応訓練に最適な施設へ移送することを検討する。2003年知的障害法は、法律の下で知的障害のある犯罪者をダイバートする、あるいは、刑務所等にいる知的障害のある人々を移送するという選択肢を裁判所に与えており、本来、刑務所には存在しないはずの者がいるという時点で問題があるため、刑務所内で知的障害者を発見した場合、現行法では釈放することは不可能だが、移送という形で治療を受けるのに適切な施設や、社会適応訓練が充実している施設へ移送することを将来的に考えても良いのではないかと思われる。

・第4は、省庁間の連携を図るため、指揮系統の整備及びそれぞれの組織の見直しを行うことが必須である。ニュージーランドの政策展開の特色は、政府がまず「戦略」を打ち出し、それに基づいて省庁等が政策を展開する点にある。そのため、政策に一貫性があり、計画的で透明性も確保されるのである。例えば、2003年知的障害法についていえば、政府が2000年に打ち出した「ニュージーランド障害戦略」が障害者施策の基本となっており、他にも警察段階では「警察障害戦略実施計画」がある。このように、ニュージーランドは、政府が大きな枠組みを提示するため、省庁間の連携が取りやすく、戦略実施の目的等が一致しているため、首尾一貫した制度が生み出されると考える。我が国の場合、省庁間の連携があまり取れていないように見えるため、知的障害者のために政策を立てるという目的は共通しているので、いかに政策を成功させるかを考え、ニュージーランドのように省庁間の連携強化を図るべきである。また、様々な政策を実施する際には、それぞれの組織の見直しが必要だと思われる。

・第5は、触法精神障害者に対して適切な処遇方法を採用するために、法律間に柔軟性をもたせる。ニュージーランドでは、処遇の際に適用する法律を変更することがあり、これは法的安定性を害するおそれはあるが、2003年知的障害法の対象者であれ、1992年精神保健法の方が適切である場合には、1992年精神保健法の条文を適用でき、逆もまた然りである。このように、刑事司法制度と社会福祉を連携させ、障害者に適切な処遇を実施するためには、法律に柔軟性を持たせるということも考える余地はあると思われる。

以上

提言（5）

研究協力者 鮎田 実

アメリカ合衆国(以下、“アメリカ”と称する)における触法精神障害者による犯罪対策については、2000年以降幾つか新たな施策が採用されている。今回のアメリカにおける犯罪を行った触法精神障害者の刑事司法における処遇の研究を基礎として、我が国の刑事司法制度に導入すべきと思われる政策については、以下の3つものが提言できるのではないかと考える。

・第1は、触法精神障害者のダイバージョン・プログラムとして、メンタルヘルスコート(Mental Health Court)を採用することである。メンタルヘルスコートは、精神病に罹っている者で、すでにある犯罪で有罪宣告を受けたか、あるいは、公訴もしくは単に逮捕された者を対象とするものである。その内容は、メンタルヘルスコートに登録されている間、その参加者は、地元のクリニックで外来治療を受けるとともに、法廷の職員あるいはプロフェッショナルとの定期的面談も受け、治療経過に関して裁判官と相談するために法廷に出頭して、そしてグループカウンセリングプログラムに参加する。そして、これらのプログラムを完了すると、当該犯罪の履歴が消去されるものである。アメリカでは、2000年以降、受刑者に占める精神病罹患者の割合が高く、その再犯の問題が重大なものとして取り上げられ、その原因是、こうした障害者が十分な治療を受けておらず、罹患していた病気等が悪化することによるということが指摘された。そこで、メンタルヘルスコートは、伝統的な処罰方法である刑務所への単なる拘禁処遇ではなく、社会内での治療等を受けさせることにより精神病を寛解し、そのことによって触法精神障害者の再犯を防止するのである。こうしたシステムは、裁判官により、触法精神障害者へ適切な処遇を提供するものであり、また、その人権保障にも資するところがあることから、我が国における触法精神障害者の再犯防止のためのダイバージョン・プログラムとして採用すべきものと考える。

もしこうした施策の採用が難しければ、我が国の現行制度である即決裁判手続(刑訴350条の2以下)の利用も考えるべきであろう。この制度は、軽微な事犯に対して執行猶予で済ます制度である。触法精神障害者の場合、基本的に窃盗など軽微なものが犯行の中心となっていてその対象者数が多く、こうした者を刑事施設に収容することをできるだけ回避し、その執行猶予において、福祉施設と連携をすれば、まさに再犯防止につながるものと思われる。

さらには、今法案が審議中の刑の一部の執行猶予制度も利用できるよう検討するのも良いのではないかと考える。

・第2は、メンタルヘルスコートを導入する前提として、精神障害者等に関する認識・理解を広めるため、司法修習で関連科目的受講を義務づけることである。これは、アメリカでは治療法学(Therapeutic Jurisprudence)とも言われるもので、人々の行動、感情、および、精神衛生に対する法律と法律制度の効果の研究、とりわけ、法と精神衛生が相互作用する仕方についての多くの学問領域にわたる調査のことであり、精神衛生法へのアカデミックなアプローチとして1980年代後期から始まったものである。この背景には、いわゆる再犯問題について、国家公権の1つである司法も積極的に関わるべきであるという考えがある。我が国にメンタルヘルスコートのシステムを導入するためには、触法精神障害者に関する知見が必要であることから、まさに司法修習において精神衛生に関する科目を講義することが良いと考える。

またこのことは、単にメンタルヘルスコートを導入のためだけではなく、さらなるダイバージョンにつながるものと思われる。すなわち、従来ある微罪処分(刑訴246条但書)や起訴猶予処分(刑訴248条)を、触法精神障害の被疑者に積極的に利用する途も開けるのではなかろうか。なぜなら、被疑者の触法精神障害者が、逮捕段階で知識のある弁護士から適切な弁護等を受けられることになれば、微罪処分となる可能性が高まり、また、検察段階においても、こうした被疑者に対する適切な判断ができれば起訴猶予になることも十分有りうるものと思われるからである。もちろんその場合、福祉施設との連携をとる道筋を確立